

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議ナレと認めます。 よって議案第百二号付原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十六陳情第八号第三、第四部営住宅ダストボックス

継続使用許可に關する陳情書を議題といたします。

事務局として、陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議員、係長朗読) 別添参照

○議長(岩田博君) 本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

○二番(松山清君) ちよつと意見を述べさせていただけます。

地域住民の多数が一致してダストボックスを自費負担で購入を行くとか、又、管理や清掃に努めること、ゴミ減量に努めることを表明したわけですから、当然、その地域においてダストボックス使用を認めていくべきであらうと私と考えま

す。本陳情書が提出される前にすでに市当局と数度にわたって話し合いが持たれて、いろいろと聞いておりますが、なぜ、そのような段階で市当局は地区住民の意向をくみ上げることまでできなかったのか、はたは疑問に思う次第であります。市当局が努力していただければ解決をしていただけたかと考えるものであり、一日も早く地区住民の要望がかなえられるよう採択を望む次第であります。

○議長(岩田博君) ほかにご意見ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で意見を終わります。

陳情第八号については、お手元に御配付の別紙付記表のとおり厚生委員会に付記いたします。

お諮りいたします。

ただいま付記いたしました陳情第八号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議ナレと認めます。 よって陳情第八号は閉会中の継続審

査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十七陳情第九号富士見台町会地区の塵芥収集に
関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君)

本陳情書について御意見等、ありませんらお願いいたします。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上、意見を終わります。

陳情第九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託
いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第九号については、閉会中の継続審査とすることに
御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議ナレと認めます。

よって陳情第九号は閉会中の継続

審査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十八閉会中の継続審査申し出について議題といたします。

目下、総務委員会におき、審査中の案件についてお手元に御配付してあります
申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件申し出のうち、総務委員会所管の請願第二号一般消費税の新設反対
に関する請願書に対し、総務委員長より特に発言を求められておりますので、これ
を許します。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君)

お許しをいただきますありがとうございます。

本件付委員会におき、継続して審査を要するものと決定いたしました。継続に
至るまでに全員一致でなく起立によって継続となりましたので、その経過を簡単に御報
告申し上げます。

継続と主張される方趣旨のものに反対ではないが、請願書の文面におき、問題が

閉会中の
継続審査
特定事
継続審査

あり、現時点でもう少し時間をかけて調査を要するので継続とされた旨の発言であり、一方、採択を主張される方は、字句等については御指摘される向きもあるが、大筋について賛成いただき採択され、本日結論づけられた旨の発言でありましたので、継続にするかどうかをお諮りいたしましたところ、賛成多数で本件は継続審査と相つたわけでございます。

以上申し上げまして御報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で総務委員長の発言は終わりました。

これより総務委員会からの継続審査申し出のうち、議案第四十三号、請願第四号、請願第一号、陳情第六号、請願第三号、以上五件は、それぞれ申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議ナレと認めます。よつて総務委員会から申し出のありました議案第四十三号、請願第四号、請願第一号、陳情第六号及び請願第三号の五件については、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に請願第二号一般消費税の新設反対に関する請願書につき起立によつて採決いたします。

お諮りいたします。

請願第二号については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数と認めます。よつて請願第二号は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十九号特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査といたしましたと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議ナレと認めます。よつて本件特定事件は閉会中の継

統調査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 以上をもって本日(定例会)の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和五十三年第三回福生市議会を開会いたします。
午後零時 閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長 岩田 博
議員 宮本 良一
議員 高坂 忠
議員 市川 性男
議員 堀内 鉄之助

⑦ 福総庶発第千七百三十一号

昭和五十三年九月十九日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

議案の訂正について

昭和五十三年第三回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したのでよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第九十七号 財産の取得について

訂 正 個 所	誤	正
三 土地の種類 及び面積中	ただし、実測による面積がこれと異なるときは、その面積をもつてこの土地	削る。

五 予定価格中	の面積とする。 (一平方メートル当たり六万四千三百十二円) ただし、実測面積に一平方メートル当たりの額を乗じて得た額がこれと異なるときは、その価格をもつて予定価格とする。	削る。
---------	--	-----

議案第百二号

一般消費税の新設に反対する決議

右の議案を提出する。

昭和五十三年九月十三日

提出者 末次性男
賛成者 大野行夫

“ “ 関米吉
松山 滑

福生市議会議長

岩田 博 殿

一般消費税の新設に反対する決議

引き続き不況、物価高は、国民生活はもとより、中小商工業者の経営難をますます増大させていることは周知のとおりである。

このような時期に、政府は財政危機を理由に「一般消費税」を新設、五十四年度からでも実施しようとその準備を進めている。

「一般消費税」はその名のとおり、商品やサービスに課税され、最終的には消費者に負担せられるものであるが、いま以上の物価高騰を引き起こすことが必至であるばかりでなく、中小商工業者にとつても、事務処理が複雑になるだけでなく、これが競争の手段に使われた場合大変不利な状態におかれ、ますます経営困難に陥ることは明らかである。

「一般消費税」は、所得の低いものにほど相対的に重い負担を強いる逆累進課税であり、本来の税の公平負担とは相容れないものであり、国民生活の安定、中小商工業者の経営難打開を請じなければならない現今の状況をさらに悪化させることが必至である。

よつて、「一般消費税」の新設に絶対に反対するものである。
右、決議する。

昭和五十三年九月二十六日

第三、第四都営住宅ダストボックス継続使用許可に関する陳情書

もつか福生市のゴミ収集方式は、各家庭ポリ容器使用の方針を進めております。

当富士見台地区は、従来よりダストボックスによる収集をしており、これを一時にポリ容器に切りかえを迫られるとすれば、家庭内の事情は非常に困惑を来するのであります。

それは以前にポリ容器を使用しておる当時、共かせぎ家庭の場合、収集後のポリ容器持ち帰りは夕方ないし夜間となり、その間に風に飛ばされ、走行車両につぶされたり、ふたが紛失不明になり、その都度買わなければなりません。又収集されない夜、野犬、ネコに生ゴミを散乱され、困惑いたしました。

ダストボックスになつて以来、その問題が解消され、喜んでおる次第であります。

当富士見台地区は共かせぎ家庭が多く、ポリ容器使用については、何かと支障を来すのであります。

今後新規購入については、住民で費用は負担し合い、グループ別による管理、規定を守り、ゴミ減量に努め、衛生清掃に十分な配慮をいたします。

なにとぞダストボックスの継続使用を許可くださるよう、住民一同の署名を添えて陳情いたします。

昭和五十三年九月十九日

陳情者代表

福生市熊川一、三二五

富士見台地区代表

吉 国 勝

印

他三百二十七人

福生市議会議長、

岩 田 博 殿

陳情第九号

富士見台町会地区の塵芥収集に関する陳情書

富士見台町会地区有志相連なり、ここに福生市議会に表題について陳情申し上げます。

当富士見台地区の塵芥収集等については、日頃より議会においては御留意くだされ、又市当局にも御世話様にて、住民広く感謝いたしております。しかるに近頃一部当住民による、市側の決定方針を無視するがとき行為及びその動きは、私達住民の容認せざるどころにて、ここに議会及び市当局にその実情を申し述べるものであります。

さて、当富士見台地区の塵芥収集については、数年前試験的にダストボックスによる収集を試験採用、今日にいたりしましたことはすでに御承知のとおりであります。この間これの最良なる使用方法につき、市当局又は町会当事者も広く住民を指導すべく御努力くだされましたが、この試験使用期間に得た当地区における結論の要点は次のようなものであります。

- 一、塵芥の全体量が、それ以前の収集法（ポリバケツ）のときよりいちじるしく増加する。
- 一、ダストボックス及びその周囲がいちじるしく不潔、不衛生である。
- 一、ダストボックスの置場所が、当地区の道路事情の特質から、設置場所近くの住民のみに大きな犠牲を強いることになり、大変迷惑を与えている。

一、ダストボックスが道路通行の障害になり、それ自体が、老人、子供に対しては危険物にもなっている。

一、ダストボックスの清掃は、数人の手をもつてしても、清潔を保持するまでにはできない。

一、ポリバケツの方が、管理は簡便で、特に共かせぎ家庭にとつては、ダストボックスの利点より、ポリバケツの利点の方がより大きく多い。

このような結論を得た後、先頃、市側の決定いたしましたようなポリバケツによる収集の開始に当たつては、当町会の住民多数が賛成、その時点において、市当局のあつせんによりポリバケツも買いあつたわけであります。

しかるにその後、撤去されたダストボックスを再び一部住民が私費にて購入、設置を強行いたし、数人のみの自己中心的な行動によつて、再び前記のようなダストボックスによる迷惑をその近隣の住民に与えて顧みず、多くのひんしゆくをかつています。

この行為に当たつては、某の紹介、さらに市当局の「市民が私費で購入したものでも、ゴミが出されれば、収集はせざるを得ない」というようなあいまいな態度によつて導き出され、強行された行為によつて、どれだけの迷惑が他に及ぼすかわかりません。